国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：旅費事務の簡素化・合理化等に伴い，所要の改正を行うものである。

平成20年規則第３号（平成20年２月７日制定）

改　　正（案）	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（用語の意義） 第３条　〔省略〕 （削除） ２　〔省略〕 ３　〔省略〕	（用語の意義） 第３条　〔省略〕 ２　この規則において「何級の職務」という場合には，国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第８号）第４条第２項第１号に規定する一般職俸給表(一)による当該級の職務及び一般職俸給表(一)の適用を受けない者については，別表第２により一般職俸給表(一)による級に相当するものとされる級の職務とする。 ３　〔省略〕 ４　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（旅費の種類） 第７条　旅費の種類は，交通費（鉄道賃，船賃，航空賃，車賃），日当，宿泊料，滞在費，食卓料，移転料，着後手当，扶養親族移転料，旅行雑費，死亡手当とする。 ２～９　〔省略〕 （削除） １０　〔省略〕 １１　〔省略〕	（旅費の種類） 第７条　旅費の種類は，交通費（鉄道賃，船賃，航空賃，車賃），日当，宿泊料，滞在費，食卓料，移転料，着後手当，扶養親族移転料，支度料，旅行雑費，死亡手当とする。 ２～９　〔省略〕 １０　支度料は，本邦から外国への出張について，定額により支給する。 １１　〔省略〕 １２　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
第１０条　旅行者が同一地域（第３条第２項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は，その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には，その超える日数について定額の10分の１に相当する額，滞在日数60日を超える場合には，その超える日数について定額の10分の２に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。 ２　〔省略〕	第１０条　旅行者が同一地域（第３条第３項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は，その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には，その超える日数について定額の10分の１に相当する額，滞在日数60日を超える場合には，その超える日数について定額の10分の２に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。 ２　〔省略〕

〔省略〕 （鉄道賃） 第１４条　〔省略〕 ２　急行料金は，特別急行列車及び普通急行列車を運行する路線により旅行する場合に支給する。ただし，業務上やむを得ない場合を除き，特別急行料金及び普通急行料金は，片道50キロメートル以上の旅行をする場合に限り支給する。 ３　座席指定料金は，座席指定列車を運行する線路により片道50キロメートル以上の旅行する場合に限り支給する。 〔省略〕 （日当） 第１８条　日当の定額は，別表第２の定額による。 ２～３　〔省略〕 （宿泊料） 第１９条　宿泊料の額は，別表第２の定額による。 ２　〔省略〕 （食卓料） 第２０条　食卓料の額は，別表第２の定額による。 ２　〔省略〕 （移転料） 第２１条　移転料の額は，赴任の際扶養親族を移転する場合には，旧勤務地から新勤務地までの路程に応じ別表第３の定額による。 ２～４　〔省略〕 （着後手当） 第２２条　着後手当の額は，別表第２の日当の定額の５日分及び宿泊料の定額の５夜分に相当する額を支給する。 ２　前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合の着後手当の額は，それぞれ当該各号に規定する額とする。 (1) 旅行者が勤務地に到着後直ちに本学の宿舎若しくはこれに準ずる宿舎又は自宅に入る場合は，別表第２の日当の定額の２日分及び宿泊料の定額の２夜分に相当する額 (2) 赴任に伴う移転の距離が50キロメートル未満の場合は，別表第２の日当の定額の３日分及び宿泊料の定額の３夜分に相当する額	〔省略〕 （鉄道賃） 第１４条　〔省略〕 ２　急行料金は，特別急行列車及び普通急行列車を運行する路線により旅行する場合に支給する。ただし，業務上やむを得ない場合を除き，特別急行料金は片道100キロメートル以上，普通急行料金は片道50キロメートル以上の旅行する場合に限り支給する。 ３　座席指定料金は，座席指定列車を運行する線路により片道100キロメートル以上の旅行する場合に限り支給する。 〔省略〕 （日当） 第１８条　日当の額は，別表第３の定額による。 ２～３　〔省略〕 （宿泊料） 第１９条　宿泊料の額は，別表第３の定額による。 ２　〔省略〕 （食卓料） 第２０条　食卓料の額は，別表第３の定額による。 ２　〔省略〕 （移転料） 第２１条　移転料の額は，赴任の際扶養親族を移転する場合には，旧勤務地から新勤務地までの路程に応じ別表第４の定額による。 ２～４　〔省略〕 （着後手当） 第２２条　着後手当の額は，別表第３の日当の定額の５日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第３の宿泊料の定額の５夜分に相当する額を支給する。 ２　前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合の着後手当の額は，それぞれ当該各号に規定する額とする。 (1) 旅行者が勤務地に到着後直ちに本学の宿舎若しくはこれに準ずる宿舎又は自宅に入る場合は，別表第３の日当の定額の２日分及び宿泊料の定額の２夜分に相当する額 (2) 赴任に伴う移転の距離が50キロメートル未満の場合は，別表第３の日当の定額の３日分及び宿泊料の定額の３夜分に相当する額

(3) 赴任に伴う移転の距離が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は，別表第２の日当の定額の４日分及び宿泊料の定額の４夜分に相当する額 〔省略〕 (勤務地内旅行の旅費) 第２５条　勤務地内についての旅費は，次の各号による。 (1)～(2)　〔省略〕 (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には，別表第２の宿泊料の定額の２分の１に相当する額の宿泊料 〔省略〕 (日当，宿泊料及び食卓料) 第３３条　日当及び宿泊料の額は，別表第４の定額による。ただし，航空機を利用する場合で機中泊の場合は，宿泊料の相当額を支給しない。 ２　外国に居住する招聘研究者等の本邦における滞在費は，別表第４による。 ３　食卓料の額は別表第４による。 (移転料) 第３４条　赴任の際，扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は，旧勤務地（新たに採用された役職員にあっては，赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地までの路程に応じ，別表第５の定額により支給する。ただし，２人以上の扶養親族を随伴する場合には，定額に，１人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額とする。 ２～３　〔省略〕 (着後手当) 第３５条　着後手当額は，別表第４の日当の定額の10日分及び宿泊料の定額の10夜分に相当する額とする。 〔省略〕 (削除)	(3) 赴任に伴う移転の距離が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は，別表第３の日当の定額の４日分及び宿泊料の定額の４夜分に相当する額 〔省略〕 (勤務地内旅行の旅費) 第２５条　勤務地内についての旅費は，次の各号による。 (1)～(2)　〔省略〕 (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には，別表第３の宿泊料の定額の２分の１に相当する額の宿泊料 〔省略〕 (日当，宿泊料及び食卓料) 第３３条　日当及び宿泊料の額は，旅行先の区分に応じた別表第５の定額による。ただし，航空機を利用する場合で機中泊の場合は，宿泊料の相当額を支給しない。 ２　外国に居住する招聘研究者等の本邦における滞在費は，別表第５による。 ３　食卓料の額は別表第５による。 (移転料) 第３４条　赴任の際，扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は，旧勤務地（新たに採用された役職員にあっては，赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地までの路程に応じ，別表第６の定額により支給する。ただし，２人以上の扶養親族を随伴する場合には，定額に，１人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額とする。 ２～３　〔省略〕 (着後手当) 第３５条　着後手当の額は，新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第５の日当の定額の10日分及び宿泊料の定額の10夜分に相当する額とする。 〔省略〕 (支度料) 第３７条　支度料の額は，その旅行期間に応じた別表第７の定額による。 ２　外国に出張を命ぜられた者が，過去において支度料の支給を受けたことがある場合には，その者に対して支給する支度料の額は，前項の規定にかかわらず，同

	項の規定による額から，その旅行を命ぜられた日から起算して過去１年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額とする。 ３　旅行期間15日未満の出張の場合の支度料は，別表第7の旅行期間１月未満の定額の２分の１に相当する額とする。
（旅行雑費） 第３７条　〔省略〕 （死亡手当） 第３８条　死亡手当の額は，第４条第２項第５号の規定に該当する場合には別表第６の定額による。	（旅行雑費） 第３８条　〔省略〕 （死亡手当） 第３９条　死亡手当の額は，第４条第２項第５号の規定に該当する場合には別表第８の定額による。
（旅費の調整） 第３９条　〔省略〕 （その他） 第４０条　〔省略〕	（旅費の調整） 第４０条　〔省略〕 （その他） 第４１条　〔省略〕
附　則 この規則は平成20年４月１日から施行する。	

別表第１　〔省略〕

（削除）

別表第１　〔省略〕

別表第２　（第３条関係）

一般職俸給表（一）による級	左欄の級に相当する職務の級					
	一般職俸給表（二）	教育職俸給表（一）	教育職俸給表（二）	教育職俸給表（三）	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）
９級以上		５級の５号俸以上			８級の２号俸以上	
８級		５級の２号俸から４号俸まで ４級の29号俸以上	４級		８級の１号俸	
７級		５級の１号俸 ４級の９号俸から28号俸まで	３級の２号俸以上	４級 ３級の17号俸以上	７級	７級
６級		３級の25号俸以上	３級の１号俸 ２級の49号俸以上	３級の９号俸以上16号俸まで	６級	６級
５級		４級の２号俸から８号俸まで ３級の17号俸から24号俸まで	２級の41号俸から48号俸まで	３級の２号俸以上8号俸まで ２級の53号俸以上	５級の２号俸以上	５級の２号俸以上
４級	５級	４級の１号俸 ３級の５号俸から16号俸まで	２級の37号俸から40号俸まで	３級の１号俸 ２級の45号俸から52号俸まで	５級の１号俸	５級の１号俸
３級	４級	２級の25号俸以上 ３級の４号俸以下	２級の25号俸から36号俸まで	２級の37号俸から44号俸まで	４級 ３級の５号俸以上	４級 ３級の５号俸以上

別表第２（第18条関係，第19条関係，第20条，第22条，第25条関係）

内国旅行の日当，宿泊料及び食卓料

区　　分	日　　当（１日につき）	宿　泊　料（１夜につき）	食　卓　料（１夜につき）
役員の職務にある者又は役員と同等である者	3,000円	13,300円	3,000円
上記以外の者	2,600円	11,800円	2,600円

備　考　（削除）

2級	3級	２級の９号俸から24号俸まで １級の33号俸以上	２級の９号俸から24号俸まで １級の41号俸以上	２級の21号俸から36号俸まで １級の41号俸以上	３級の４号俸以下 ２級の９号俸以上	３級の４号俸以下 ２級の29号俸以上
1級	2級 1級	２級の８号俸以下 １級の32号俸以下	２級の８号俸以下 １級の40号俸以下	２級の20号俸以下 １級の40号俸以下	２級の８号俸以下 １級	２級の28号俸以下 １級

別表第３（第18条関係，第19条関係，第20条，第22条，第25条関係）

内国旅行の日当，宿泊料及び食卓料

区　　分	日　　当（１日につき）	宿　泊　料（１夜につき）		食　卓　料（１夜につき）
		甲　地　方	乙　地　方	
役員の職務にある者	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
７級以上の職務にある者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
６級以下３級以上の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
２級以下の職務にある者	1,700円	8,700円	7,800円	1,700円

備　考

１．宿泊料の欄中の甲地方とは，次に掲げる地域とする。

埼玉県さいたま市，千葉県千葉市，東京都特別区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小金井市・国分寺市・国立市・狛江市・多摩市・稲城市・西東京市，神奈川県横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・三浦郡葉山町，愛知県名古屋市，京都府京都市，大阪府大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・和泉市・箕面市・高石市・東大阪市，兵庫県神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市，福岡県福岡市

２．宿泊料の欄中の乙地方とは，１に掲げる地域以外とする。

別表第３（第21条関係）

内国旅行の移転料

区　　分	鉄道 50km未満	鉄道 50km以上 100km未満	鉄道 100km以上 300km未満	鉄道 300km以上 500km未満
役員の職務にある者又は役員と同等である者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円
上記以外の者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円

区　　分	鉄道 500km以上 1,000km未満	鉄道 1,000km以上 1,500km未満	鉄道 1,500km以上 2,000km未満	鉄道 2,000km以上
役員の職務にある者又は役員と同等である者	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
上記以外の者	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備　考

１．路程の計算については，水路及び陸路４分の１キロメートルをもって鉄道１キロメートルとみなす。

２．上限額とする。

別表第４（第21条関係）

内国旅行の移転料

区　　分	鉄道 50km未満	鉄道 50km以上 100km未満	鉄道 100km以上 300km未満	鉄道 300km以上 500km未満
役員の職務にある者又は７級以上の職務にある者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円
６級以下４級以上の職務にある者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円
３級以下の職務にある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円

区　　分	鉄道 500km以上 1,000km未満	鉄道 1,000km以上 1,500km未満	鉄道 1,500km以上 2,000km未満	鉄道 2,000km以上
役員の職務にある者又は７級以上の職務にある者	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
６級以下４級以上の職務にある者	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
３級以下の職務にある者	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備　考

１．路程の計算については，水路及び陸路４分の１キロメートルをもって鉄道１キロメートルとみなす。

２．上限額とする。

別表第４（第33条，第35条関係）

外国旅行の日当及び食卓料

区　　分	日　　当（１日につき）				食卓料（１夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
役員の職務にある者又は役員と同等である者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	7,700円
上記以外の者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	6,700円

外国旅行の宿泊料(1夜につき)

区　　分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員の職務にある者又は役員と同等である者	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
上記以外の者	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円

備考　〔省略〕

滞在費　〔省略〕

別表第５（第33条，第35条関係）

外国旅行の日当及び食卓料

区　　分	日　　当（１日につき）				食卓料（１夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
役員の職務にある者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	7,700円
７級以上の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	6,700円
６級以下３級以上の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	5,800円
２級以下の職務にある者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	4,800円

外国旅行の宿泊料(1夜につき)

区　　分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員の職務にある者	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
７級以上の職務にある者	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円
６級以下３級以上の職務にある者	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円
２級以下の職務にある者	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円

備考　〔省略〕

滞在費　〔省略〕

別表第５（第34条関係）

外国旅行の移転料

区　　分	鉄道 100km未満	鉄道 100km以上 500km未満	鉄道 500km以上 1,000km未満	鉄道 1,000km以上 1,500km未満	鉄道 1,500km以上 2,000km未満
役員の職務にある者又は役員と同等である者	141,000円	188,000円	269,000円	338,000円	425,000円
上記以外の者	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円

区　　分	鉄道 2,000km以上 5,000km未満	鉄道 5,000km以上 10,000k未満	鉄道 10,000km以上 15,000km未満	鉄道 15,000km以上 20,000km未満	鉄道 20,000km以上
役員の職務にある者又は役員と同等である者	521,000円	575,000円	628,000円	680,000円	734,000円
上記以外の者	428,000円	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円

備　考

１．路程の計算については，水路及び陸路１キロメートルをもって鉄道１キロメートルとみなす。

２．上限額とする。

別表第６（第34条関係）

外国旅行の移転料

区　　分	鉄道 100km未満	鉄道 100km以上 500km未満	鉄道 500km以上 1,000km未満	鉄道 1,000km以上 1,500km未満	鉄道 1,500km以上 2,000km未満
役員の職務にある者又は７級以上の職務にある者	141,000円	188,000円	269,000円	338,000円	425,000円
６級以下４級以上の職務にある者	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円
３級以下の職務にある者	95,000円	126,000円	180,000円	226,000円	285,000円

区　　分	鉄道 2,000km以上 5,000km未満	鉄道 5,000km以上 10,000k未満	鉄道 10,000km以上 15,000km未満	鉄道 15,000km以上 20,000km未満	鉄道 20,000km以上
役員の職務にある者又は７級以上の職務にある者	521,000円	575,000円	628,000円	680,000円	734,000円
６級以下４級以上の職務にある者	428,000円	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円
３級以下の職務にある者	350,000円	386,000円	421,000円	456,000円	493,000円

備　考

１．路程の計算については，水路及び陸路１キロメートルをもって鉄道１キロメートルとみなす。

２．上限額とする。

(削除)

別表第６（第38条関係）

死亡手当

区　　分	死　亡　手　当
役員の職務にある者又は役員と同等である者	640,000円
上記以外の者	580,000円

別表第７（第37条関係）

支度料

区　　分	旅行期間１月未満	旅行期間１月以上３月未満	旅行期間３月以上
役員の職務にある者	86,240円	104,720円	123,200円
９級の職務にある者	78,160円	94,910円	111,650円
８級又は７級の職務にある者	70,070円	85,090円	100,100円
６級の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円
５級又は４級の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円
３級以下の職務にある者	53,900円	65,450円	77,000円

別表第８（第39条関係）

死亡手当

区　　分	死　亡　手　当
役員の職務にある者	640,000円
９級の職務にある者	580,000円
８級又は７級の職務にある者	520,000円
６級の職務にある者	490,000円
５級又は４級の職務にある者	460,000円
３級以下の職務にある者	400,000円